

一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構 賛助会員規程

(趣旨)

第1条 本規程は、一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構(以下、「機構」という。)の賛助会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 機構は、次の各号に掲げる賛助会員を定める。

(1) 企業賛助会員

法人企業あるいは個人事業主で、機構の目的に賛同する者

(2) 団体賛助会員

地方公共団体、公社、財団等で、機構の目的に賛同し、その事業遂行のために援助する者

(3) 個人賛助会員

機構の目的に賛同する者

(賛助会員の優遇)

第3条 賛助会員は、次の各号に掲げる優遇を受けることができる。

(1) 技術相談、研究支援等

(2) 機構が実施する講演会・講習会等の割引

(3) 機構が発行する機関誌等の無償配布

(4) 機構のホームページ上での会員企業紹介

(5) その他、機構が行う関連事業

(賛助会員登録)

第4条 賛助会員登録を希望する者は、別に定める機構の賛助会員登録申込書を機構に提出し承認を受けなければならない。なお、同一法人内の異なる部署毎に賛助会員となることができる。

2 賛助会員資格の有効期限は、第 10 条に規定する事業年度末の間とする。
なお、新たに賛助会員資格を有した者は、賛助会員登録日から第 10 条に規定する事業年度末までとする。

3 退会の申し出または賛助会員資格の喪失がない限り、賛助会員登録更新は自動延長するものとする。

(年会費)

第 5 条 年賛助会費は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、事業年度中における賛助会員資格の取得または喪失に関わらず全額とする。

(1) 企業賛助会員 法人企業 一口 20,000 円で一口以上。

個人事業主 一口 10,000 円で一口以上。

(2) 団体賛助会員 一口 10,000 円で一口以上。

(3) 個人賛助会員 2,000 円。

2 賛助会員は、前項に定める年会費を定められた期日までに機構に納めなければならない。

(変更届)

第 6 条 賛助会員は、その住所、所属、氏名、連絡先等の届出内容に変更があった場合は、速やかに機構に変更届を提出しなければならない。

(退会)

第 7 条 賛助会員は、任意に退会しようとするときは、書面をもってこれを機構に届け出なければならない。

(賛助会員資格の喪失)

第 8 条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合は、賛助会員資格を喪失するものとする。

(1) 入会申込書に虚偽の記載があったと判明したとき

(2) 定められた期日までに年賛助会費を納入しないとき

- (3) 機構の名誉および他の賛助会員の信用を損なう行為等を行った場合
- (4) 機構の運営を妨害したと機構が認めた場合
- (5) その他、賛助会員としてふさわしくない言動または行為があった場合

(秘密保持)

第9条 賛助会員は、機構が行う事業において入手した情報は自社内でのみ使用できるものとし、第三者に開示してはならない。なお、公知の事実はその限りではない。

(事業年度)

第10条 機構の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規程の改正)

第11条 機構は、本規程を改正したときは、速やかに賛助会員に通知するものとする。

(その他)

第12条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。